

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

目 次

1	友愛のさと診療所	1
2	子どものこころの診療所	4
3	児童発達支援センター「ひまわり」	6
4	浜松市保育所等巡回支援事業	11
5	浜松市発達支援広場事業（たんぽぽ広場）	12
6	療育センター	14
7	相談支援事業所「シグナル」	15
8	発達相談支援センター「ルピロ」	16
9	相談支援事業所「シグナルリバティ」	18
10	児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」	19
11	児童発達支援事業所「ひまわり こころん」	21
12	生活介護・就労継続支援施設「かがやき」	23
13	就労継続支援施設「はばたき」	25
14	障害者生活介護施設「ふれんず」	27
15	地域活動支援センター「オルゴール」	29
16	身体障害者福祉センター	31
17	障害者体育館・プール	32
18	浜松市医療的ケア児等相談支援センター	33
19	浜松市浜北障がい者相談支援センター	34
20	共通事業	35
21	法人本部（事務局）	37

1 友愛のさと診療所

診療科目	診療日
小児科	月～金曜日
精神科	月～金曜日
整形外科	第2・第4水曜日
眼科	月曜日
耳鼻いんこう科	第2・第4木曜日

1 運営方針

医師の専門性や採算性等の理由により、他医療機関での診療が困難である児童精神医学領域及び小児神経医学領域の患者に対して、専門医療サービスを適時かつ円滑に提供する。また、浜松市の各専門機関や行政機関と緊密な連携を行い、社会的信頼を得るとともに社会貢献に努める。

2 重点項目

<診療部門>

- (1) 初診患者の待機期間の解消について医師1名の増員すること、および各部門の新患受入を停滞させない適正な人員配置および業務の円滑化に努める。

<心理部門>

- (2) 利用児(者)への面接の経過をこまめに見直し、初期評価検査だけでなく、治療的面接の向上を図りながら受け入れ体制を強化していく。
- (3) 利用児(者)や家族に対し、現在の問題のみならず経過の中から問題をとらえる中で、心理教育を積極的に用いながら、今後の生活に統制感や効力感が向上、維持されるような助言も行う。

<リハビリ部門>

- (4) 重症心身障がい児(者)に対し、理学療法士による姿勢管理や呼吸介助・排痰介助の指導を行い、パーカッションベンチレーター、カフアシスト等の使用による呼吸機能維持を図る。
- (5) 整形外科治療やボトックス治療による効果的なリハビリテーションを行うため、装具業者と連携して装具や福祉機器の調整を行う。
- (6) 摂食機能障がいがある児童の摂食機能訓練、施設内での連携を深めるための給食の介助や摂食会議の実施を通して支援の幅を広げる。
- (7) 重症心身障がい児(者)に対する認知・環境適応、移動手段等について、作業療法士による Assistive-Technology を用いた効果的な支援の充実を図る。
- (8) 早期療育グループ「もぐもぐ」終了児を対象とした継続的な療育グループ「のびのび」を実施し、発達支援及び保護者支援を行う。
- (9) 発達性協調運動障がいのある児童の運動や学習における特定の課題に対する支援として目的志向型の指導・助言体制を整え、情報提供を行うことにより適切な学校生活となるよう援助を行う。
- (10) 一般眼科検査が困難であり、かつ健診等で眼科的なフォローが必要な小児に対して、視能訓練士が視機能検査を行い、眼科医が診察を行う事により、斜視や弱視といった疾患を早期に発見し治療につなげる。

3 事業内容

3-1 診療事業

項 目	内 容		計画件数等
(1) 診療事業	一般外来、乳幼児精密検査、予防接種等の実施	診療実日数	242 日
		患者数	50,200 人
		うち新患患者数	620 人
		精神科・小児科	242 日 49,200 人
		整形外科	24 日 500 人
		耳鼻いんこう科	24 日 100 人
		眼科	40 日 400 人
(2) 薬局	院内処方		50 件
	院外処方		12,000 件
(3) 診療事業 (訓練指導)	個別指導	総合的な評価に基づき治療方針を立て、個別訓練・療法を実施	指導実日数 242 日
			患者数 23,120 人
		内 訳	理学療法 4,320 人
			作業療法 4,000 人
			言語聴覚療法 4,080 人
			視能訓練 700 人
			臨床心理 11,100 人
	集団指導	乳幼児に対する個別・集団指導	早期支援グループ 25 回 [もぐもぐ・のびのび・パンダ] 85 人
		心理グループ支援 (再掲含む) ※随時表記は、同一時期に集団指導が適応される対象者がいる場合のみ開催予定である。	①学童期の発達障がいのある児への小集団療育[SSTグループ] 24 回 240 人
			②次年度就学を控えた発達障がいのある児の小集団支援 6 回 [学校ごっこ] 36 人
			③学童期から青年期の発達障がいのある女子小集団支援 随時 [ガールズクラブ]
			④発達障がいのある児の親への育児支援[ペアレント・トレーニング] 36 回 216 人
			⑤漢字グループ 随時
			⑥かんもくグループ 随時
		ピアクラブ	作業療法、言語聴覚療法の個別指導を終了した学童期の小集団指導 42 回 265 人
		学童期吃音児への小集団支援	5 回 20 人
		摂食指導グループ	12 回 60 人

※ 計画件数等の人数・件数は特に断りがないときは延べ数(以下同じ)

項 目	内 容	計 画 件 数 等
(4) 各種検査	診察に基づき、各種検査等を実施	ア X線検査
		イ 脳波検査
		ウ 聴性脳幹反応検査
		エ 聴力検査
		オ 言語発達検査
		カ 腹部超音波検査
		キ 血液検査
		ク 尿検査
		180 件
		100 件
		5 件
		20 件
		200 件
		5 件
		200 件
		50 件

3-2 訪問事業（在宅ケアセンターゆうあい）

項 目	内 容	計 画 件 数 等
訪問診療	訪問リハビリテーションの実施者に対する医師による訪問診療	500 人
訪問リハビリテーション	在宅介護を受けているが通院が困難であり定期的な医療を必要とする方に対する適切なリハビリテーション	760 人

3-3 難病患者等介護家族リフレッシュ事業（浜松市委託）

項 目	内 容	計 画 件 数 等
就学支援事業	介護を必要とする患児に対し、学校への登下校時や在校時に医療的ケアなどの医療行為の実施	30 件

3-4 浜松市小中学校訪問看護業務（浜松市委託）

内 容	計 画 件 数 等
医療的ケアを必要とする児童・生徒についての指示書、医療的ケア実施個別マニュアルに基づき、浜松市立小中学校に通う児童・生徒に対して看護師を派遣した医療的ケアの実施	80 件

3-5 医療型特定短期入所事業（いちごショート）

内 容	計 画 件 数 等
医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）を対象に、日中預かり（短期入所サービス）の実施	400 人

4 その他の事業

項 目	内 容	計 画 件 数 等
(1) 専門性向上を目的に行う研修、普及、啓発事業	高度な専門性を持つ外部講師を招聘した研修の実施	①外部講師を招いた心理研修会及び事例検討会
		②外部講師を招いたリハビリテーションに関わる研修会
(2) 特別支援学校訪問指導事業	理学療法士、作業療法士による特別支援学校への訪問指導	学校生活における姿勢調整、作業活動、環境配慮等の指導の実施（浜北、西部、浜名、袋井）
(3) 在宅重症心身障がい者対応多職種連携研修（静岡県委託事業）	医師、看護従事者、介護従事者及びケアマネジメント従事者が連携して重症心身障がい児（者）の在宅支援を行うための研修	小児科医師による講義および集団討議、グループワーク等
		2 回 100 人
		5 回 90 人
		18 回 90 人
		1 回 60 人

2 子どものこころの診療所

診療科目	診療日
精神科(小児科)	月～金曜日

1 運営方針

- (1) 幼児期から学童・思春期に至る発達障がいや情緒障がいを治療する専門機関として質の高い医療を提供する。
- (2) 医師の治療方針のもと、臨床心理士や言語聴覚士による療育を実施し、子どもの症状改善を図る。
- (3) 子どもの保護者が何らかの問題を有するためにキーパーソン機能が十分ではない場合には、保護者への適切な支援及び治療を提供し改善を図る。
- (4) 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」(以下「ひまわり こころん」という。)利用児の評価と療育計画において、医師の治療方針や個別訓練状況を踏まえた専門的助言を行う。
- (5) 地域の教育機関・医療機関・福祉施設などとの連携を密にし、障がいの有無にかかわらず安心して地域で生活できるよう、専門的知識を有する職員が適切な支援を行う。

2 重点項目

<診療部門>

- (1) 浜松医科大学及び独立行政法人国立病院機構天竜病院との連携により、診療体制の充実を図る。
- (2) 各方面からニーズの高い親子並行治療を応需し、一元的なサポートを目指す。

<言語部門>

- (3) 支援の必要な患児へ迅速に認知・言語発達の支援を行うため、1, 2歳児から訓練を開始し複数のスタッフで訓練態勢を整えることで、早期の効果的療育を実現させる。
- (4) 患児の経過を定期的に評価・カンファレンスすることや、それに使用するアセスメントツールの改良を進める。言語・コミュニケーション面のみならず、粗大運動や、微細運動などに対してもアセスメント、支援を開始する。
- (5) 保護者に対し、患児の発達特性理解や適切な養育のために定期的に面談を実施する。また、就園、療育と一般園の橋渡し、就学のタイミングで、この時期特に不安定になる保護者の心理的サポートを行うため、特に手厚い面談を行う。効果的な指導助言のためのプリントの作成も継続する。
- (6) 訓練を実施している患児が利用する児童発達支援の事業所と連携し、保護者の了解のもとアセスメントを共有することで、より効果的な支援へ繋げる。
- (7) 「ひまわり こころん」へのコンサルテーションを継続し、家庭や就学先での汎化を図る。また、「ひまわり こころん」との共有ケースにおいては、言語聴覚士によるアセスメントを実施しながら、集団と個別、家庭支援も含めた効果的な訓練や支援を行う。

<心理部門>

- (8) 発達性トラウマや複雑性トラウマを抱える母親など子どものキーパーソン機能低下が顕著なケースには、母親への愛着修復とトラウマに焦点を当てた治療を提供して改善を図る。また、配偶者間暴力や父親からの虐待がある場合もその対象とし、親子関係だけでなく夫婦関係にも焦点を当てた夫婦・家族治療を行う。場合によっては、子どものきょうだいや祖父母も含めた心理治療を実施する。

- (9) 臨床心理学の知識にとどまらず、精神医学、トラウマケア、神経生理学、身体的アプローチ、ソーシャルワークなどの知識や実践的なスキルの習得を促進する。また、定期的に心理士グループでの事例検討会を実施して、見立ての能力や介入のスキルを高める機会を設定する。
- (10) 臨床心理士によるペアレント・トレーニングを個別形式で実施し、より個々の家庭のニーズや年齢に合わせたプログラムを提供する。ケースの状況や状態によっては臨床心理面接に切り替える必要があるが、主治医と相談しながら柔軟に対応する。
- (11) 臨床心理面接では必ずインテーク面接を実施して、子どもや親、あるいは家族の状態像を把握する。それをもとにインフォームドコンセントや心理教育を子どもと親に行い、共通の目標を設定したうえで心理面接を進める。
- (12) 不登校ケースや発達障害ケースにおいては相談員と協働する中で、園や学校との連携(電話、面接、対面の会議、オンライン会議など)をはかり、積極的にやり取りをしながら、総合的な支援を提供する。特に子どもの場合は環境から受ける影響が大きいいため、環境療法的な視点を重視する。
- (13) 限局性学習症や神経発達症に関連する医師からの心理検査オーダーに対して、医師との相談と心理部門での検討をした(検査の必要性や検査の選択など)うえで実施する。

<相談部門>

- (14) 子どもや家族の状況を確認し、情報収集及び支援方針を決定するために精神科訪問看護ステーションと共働、連携する。
- (15) 医療のみでは対応困難な多問題ケースについては内部(医師及び心理、言語、相談部門)での連携のみでなく、外部機関との連携体制も構築する。ケース会議には複数名で対応することにより、情報収集を行い、適切な支援につなげるとともに、職員の資質向上も目指す。各部門間の連携を深めるため月1回ランチセミナーを開催する。また部署内の会議を月1回開催する。
- (16) 初診予約待機中の患者への対応策として、初診受付の電話の段階で必要な情報を収集し、受診の優先度を検討するとともに、待機期間に対応可能な方法や資源を案内する。
- (17) 地域貢献として、定期的に学校訪問し、教員の相談に応じ、個別のケースについて助言等を行う。

3 事業内容

項 目	内 容			計 画 件 数 等
(1) 診療事業	一般外来		診療実日数	242 日
			患者数	32,900 人
			うち新患患者数	575 人
(2) 薬局	院外処方			16,000 件
(3) 診療事業 (訓練指導)	個 別 指 導	総合的な評価に基づ き、治療方針を立て、 個別訓練や評価の実 施	指導実日数	242 日
			患者数	10,000 人
			内 言語聴覚士	4,000 人
			内 臨床心理	6,000 人
	ペアレント・トレーニング		個別形式	460 人
(4) 各種検査	診断に基づく各種検査等		ア 聴力検査	随時
			イ 血液検査	随時
(5) その他の事業	インテーク面接(初診時間診)			500 件
	他機関との連絡調整			随時

3 児童発達支援センター「ひまわり」

			定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所 管理者	児童発達 支援管理 責任者	合計
児童発達 支援	毎日通園部	ぽかぽか	64	4:1	3:1	8	兼務	1	8
		きらきら		4:1	4:1	20	1		22
	親子通園部		16	4:1	4:1	5	兼務	1	6
保育所等訪問支援			—	—	—	1	兼務	1	2
居宅訪問型児童発達支援			—	—	—	兼務	兼務	1	1
合計			80	4:1	4:1	34	1	4	39

※事務職員(2)、管理栄養士(1)を除く。

※保育所等巡回支援事業に従事する職員(1)を除く。

※発達支援広場に従事する兼務職員を含む。

		開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達 支援	毎日通園部	247	81	14,878	60.2	94.1%
	親子通園部	247	88	2,988	12.1	75.6%
合計		247	169	17,866	72.3	90.4%
保育所等訪問支援		247	119	488	2.0	—
居宅訪問型児童発達支援		247	2	50	0.2	—

※毎日通園部は、年齢、支援内容、発達状況に応じて「ぼかぼか」(肢体不自由児)2クラス、「きらきら」(知的障がい児・発達障がい児)5クラス、並行通園1クラスで編成する。

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援とその保護者への養育支援及び地域の子どもへの発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される療育と支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」事業として、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1)発達支援:日常生活における基本動作の支援・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2)家庭支援:個別面談や家庭訪問、学習会等を実施し、積極的に家庭支援を行う。
- (3)地域支援:地域において保育所等訪問支援事業などを実施し、一般園や学校等と情報の共有をし支援に取り組む。

- 療育目標**
- ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく
 - ②信頼できる人との関わりのなかで安心して遊びや活動を楽しむ
 - ③「自分でできた」経験をととして自信をもって生活する

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった児童発達支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 保護者が家庭で適切な理解と対応ができるように、具体的な対応方法について相談、支援を実施する。
- (3) 就園前の親子通園において、早期に介入することで親子支援を図る。また、一般園との併行による親子通園において、より社会性の向上に向けた支援を実施する。
- (4) 地域支援の一つとして、地域の児童発達支援事業所等や一般園の支援者を対象として、発達に特性のある幼児の理解を深めるために専門的支援・助言や勉強会等を行う。保育所等訪問支援を通して地域を拠点とする支援の展開を行う。

3 事業内容

3-1 児童発達支援

《毎日通園部》

時 間	日 課
8:30 ～	開所
～ 10:00	自由遊び、個別面談等
10:00 ～ 11:30	排泄、朝の会、設定活動等
12:00 ～ 13:00	給食、排泄
13:00 ～ 14:00	設定活動(絵本、集団遊び等)
14:00 ～ 15:00	帰りの会、水分摂取、排泄
15:00 ～	個別面談、家庭訪問等
～ 17:15	閉所

送迎バス
運行

送迎バス
運行

《毎日通園部》

項 目	内 容
(1) 発達支援	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚遊び、音楽あそび、造形等)、合同活動(リトミック、マラソン、誕生会)等日常生活動作及び技能への支援
	摂食に関する幼児について医療機関との連携
	作業療法士との連携(感覚統合に基づく支援・食具指導)
	理学療法士との連携(姿勢・運動の支援)
	言語聴覚士との連携(摂食・コミュニケーションの支援)
	臨床心理士・公認心理師との連携(児の見立て・支援コンサルテーション)
(2) 衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)、歯科検診(年1回)
	医療的ケアの実施
	嘱託医による回診
	嘱託医による定期健康診断(年2回)
(3) 家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だより発行
	個別支援計画作成・個人面談・家庭訪問
	運動会(きらきら、ぽかぽか)
	Xmasお楽しみ会(きらきら、ぽかぽか)
	父親参観会・祖父母参観会
	保護者を対象:懇談会、保育参加会、ペアレントトレーニング 等の実施
	保護者会「くすの木」の支援
(4) 進路相談支援	家庭での行動について対応策の検討及び訪問支援
	市教育委員会による就学ガイダンスの案内
	特別支援学校の体験入学、幼稚園・保育園・小学校の見学会へ同行
(5) 地域との連携	学校との連携・移行支援会議
	地域の幼稚園・保育園との交流保育の実施
	学生実習の受入れ
	中学生の福祉体験、ボランティア受入れ等

《親子通園部》

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
きりん	知的障がいや発達障がいの疑いのある 幼児とその保護者	年少小	225回/年	5グループ (1グループ8名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、排泄指導 食事指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ～ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ～ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
11:00 ～ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ～	個別面談等
～ 17:15	閉所

(イ) 並行通園グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障 がい児等とその保護者	年少～年長	全178回/年	4グループ(8名)
くじら	幼稚園・保育園へ通園している発達障 がい児等とその保護者	年中・年長	全44回/年	2グループ(8名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由あそび等
14:00 ～ 15:00	始まりの会、机上課題
15:00 ～ 15:30	設定活動(サーキット、音楽あそび、ゲーム等)
15:30 ～ 16:00	おやつ、帰りの会
～ 17:15	閉所

3-2 保育所等訪問支援

内 容	延べ利用人数
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活・学校生活を送るために必要な支援を実施	188 人
小グループ療育支援	300 人
訪問先の園と連携し保育所等訪問支援事業の契約児複数名に対して、小グループ療育支援を実施(私立園3園)年間20回×3G=60回 1グループ5名	

3-3 居宅訪問型児童発達支援

内 容	延べ利用人数
身体状況により施設への通園が難しい幼児を対象に、保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が居宅に訪問し必要な発達支援を実施	50 人

4 その他の事業

項 目	内 容	計画件数等
(1) 地域支援1 まとも食・ミキサー食勉強会	自宅でミキサー食やまとも食の提供を必要とする家庭を対象に、調理方法のレクチャーや実習の実施	1 回
(2) 地域支援2 発達に特性をもつ幼児と関わる支援者・保育者の勉強会	地域の児童発達支援事業所や一般園の職員を対象に、発達に特性をもつ幼児への理解を深めるための勉強会を開催	1 回

4 浜松市保育所等巡回支援事業

1 運営方針

浜松市保育所等巡回支援事業実施要綱に基づき、集団内での適応や発達において園内の「気になる」段階から、個への支援や介入を行うことを目的としている。具体的には、「気になる子」の特性理解や対応の技術提供及び支援、園内の体制の整備への助言を行っていく。

2 重点項目

「気になる」段階から個への支援や介入をし、「気になる子」の特性理解や対応の技術提供及び支援・園内体制の整備に関する助言等を行うことで園の支援力を高める。

3 事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門の職員（保育士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等）が、幼稚園、保育園、認定子ども園等に出向き、園内で認められる言語発達、行動、情緒、対人性、集団適応において「気になる子」の園内での様子を観察や聞き取りを行うことで、子ども達の見立てを行い対応の仕方の検討を行う。

また、保護者からの依頼がある場合、園内において専門の職員が保護者面談を行う。さらに園からの研修依頼がある場合においても研修支援を行う。

内 容	計画件数
幼稚園、保育園、認定子ども園等一般園からの依頼により専門員（保育士、臨床心理士等）を派遣し、支援方法の助言や技術指導、事業説明を行う。	270 件
幼稚園、保育園、子ども園等への研修	2 回
事業所連絡会・事例検討会への参加	4 回

5 浜松市発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

【センター型】

会 場	浜北保健センター	中央保健福祉センター
開催日時	毎週月曜日 午前	毎週水曜日 午前
対 象 者	1歳6ヶ月児健診等で、対人関係の問題や発達障がい [○] の疑いがあり、 集団の早期療育アプローチの必要性があると思われる幼児とその保護者	
定 員	親子15組程度	

【施設型】

会 場	発達医療総合福祉センター	
開催日時	月・火・木・金曜日 午前（1グループ月3回程度）	
対 象 者	就園前の継続的な療育的支援や発達支援が必要と判断された幼児とその保護者	
定 員	1グループ親子10～15組程度	年間55組程度

1 運営方針

市内で開催する浜松市発達支援広場事業のうち、たんぽぽ広場2会場と施設型1会場を受託運営する。

専門的知識を有する職員を派遣することで、早期療育の質をより高め、的確に幼児と保護者の状況を評価(スクリーニング)し、その幼児の将来を見据えた支援について指導・助言を行い、次の療育に結び付け、幼児と保護者に必要な支援の第一歩となる場を提供する。

2 重点項目

- (1) 対象となる幼児に対して早期療育的アプローチを実施する。
併せてその保護者に対して相談、交流の場を提供する。
- (2) 幼児及びその保護者の状況を把握し、幼児に必要と思われる療育の方向性を定める。
- (3) 保護者に対して必要な助言を行い、幼児の発達についての理解と受容を促し、適切な時期に適切な療育に結び付ける。

3 事業内容

3-1 発達支援広場(センター型)

項目	内 容	計画件数等		
(1) センター型	コーディネーター1名、保育スタッフ4名を中心に、メインプログラム、自由遊び、ルピロスタッフとの事後カンファレンスを行い、各幼児と保護者の状況の把握、支援の方法、方向性についての相談	福祉中央保健センター	開催回数	40 回
			参加組数 (1回あたり)	15 組
			延べ参加組数	600 組
		セ 浜 ン 北 タ 保 ー 健	開催回数	40 回
			参加組数 (1回あたり)	15 組
			延べ参加組数	600 組

項目	内 容	計画件数等
(2) 医師相談日	月1回、医師相談日を開催し、希望者に医師相談を実施	年12 回
(3) 心理相談日	月1回、心理相談日を開催し、希望者に心理相談を実施	年12 回
(4) 親同士の交流会	月1回、公募や紹介により発達障がい児の療育経験がある人や発達障がいに対する知識を有する人をファシリテーターとした発達支援広場に参加する親同士が相談できる交流会を実施	年12 回
(5) 研修会・連絡会等の開催	発達障害支援広場関係団体と連携をとり、業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、質の向上と方向性の共有に向けた研修・連絡会等を開催	随時

3-2 発達支援広場(施設型)

グループ名	対象者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
びよびよ	発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	1～2歳	100回/年	4グループ (各10～15組)

項目	内 容	計画件数等	
(1) 施設型	・コーディネーター1名、保育スタッフ3名、臨床心理士1名を中心に、朝の会、メインプログラム、帰りの会、事後カンファレンス、個別心理相談等を開催 ・発達の課題に応じた対応を考慮し、保護者が就園に向けた準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応等を促すプログラムの提供 ・保護者が幼児の行動特性による対応に苦慮していることに十分に配慮し、不適切な対応や親子関係の歪みが生じないよう、幼児に対する保護者の対応や精神面での相談支援を実施	開催回数	100 回
		参加組数	55 組
		延べ参加組数	900 組
(2) 他機関との連携	継続的な支援を行うため、幼児の特性やその家庭に必要な支援等における、参加幼児の紹介元機関や今後の通園予定機関との連携	随時	
(3) 研修会・連絡会等の開催	発達障害支援広場関係団体と連携をとり、業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、質の向上と方向性の共有に向けた研修・連絡会等を開催	随時	

6 療育センター

1 運営方針

地域における中核的な支援施設として浜松市発達医療総合福祉センターの有する専門性を活かし、幅広い高度な専門性に基づく家族支援および地域の教育機関や事業所へスーパーバイズ・コンサルテーション、発達支援の入り口としての相談支援を行う。

2 重点項目

- (1) 児童発達支援センターに求められる4つの機能・役割を担う。
- (2) 理学療法士、作業療法士、保健師、社会福祉士等多職種を配置し、各専門職のアセスメントに基づき、総合的に子どもと家族を支援する。
- (3) 医療・母子保健・教育など他機関と連携し、地域の事業所を支援する。
- (4) 医師、臨床心理士、社会福祉士等による発達障がいに関わる市内の教員研修の一部を、教育委員会からの要請を受け、実施する。
- (5) 発達医療総合福祉センターの障がい児支援に関する専門的な知識・技術を地域に還元する窓口としての機能の充実を図る。
 - きょうだい会や発達セミナー等の家族への福祉情報の提供など支援の充実を図る。
 - 地域の専門職向けの研修会・事例検討会の開催および出席する。
 - 地域の子どもたちを支える団体等をバックアップする。

3 事業内容

3-1 障害児等療育支援事業

項 目	内 容	計 画 件 数 等	
訪問療育指導事業	① 地域の障がい児および家族への訪問支援	265件	
	② 地域の事業所・保育所・幼稚園や学校等に出向いて障がい児および家族の支援に関する専門的な支援・助言	140件	
インテーク面接	友愛のさと診療所初診患児のインテーク面接	620件	
外来等による個別相談	①地域の障がい児およびその家族への相談支援	来所	1,080件
		電話	1,790件
	②気づきの段階を含めた地域の障がい児家族を対象とした交流会	12回	
	③地域の専門機関との連携	360件	
障がい児の通う保育所や事業所等の職員の療育技術指導	①保育所、教育機関への支援・助言	随時	
	②特別支援学校への支援・指導	個別40回 集団13回	
	③地域の福祉サービス提供事業所への支援・指導	個別40回 集団30回	
	④発達教育研修等浜松市教育委員会協働事業	7回	

3-2 療育推進事業

項 目	内 容	計 画 件 数 等
親子交流遊び広場 (うずらちゃん広場)	発達気になる子どもとその保護者に遊びや相談できる場を提供	開催回数 40回
	おもちゃの貸出やプレイポートの開放等	個別相談件数 随時
		おもちゃ貸出 随時
		プレイポートの開放 随時

7 相談支援事業所「シグナル」

1 運営方針

障害福祉サービス等を利用する障がいのある児(者)及びその家族の福祉の向上を図り、自立した地域生活を営むことができるよう、ソーシャルワークの技術・知識を高めつつ、障害福祉サービス及びインフォーマルな社会資源を駆使して相談支援を行う。

専門知識を有する多職種を配置し、相談支援を適切かつ効果的に行う。

2 重点項目

- (1) 相談支援専門員を十分に配置し、安定した相談支援体制の構築を図る。
- (2) 主に子ども支援について高度な専門性に基づき、浜松市障がい者自立支援協議会専門部会等へ参加する。
- (3) 浜松市相談支援専門員連絡会に参加し、地域の相談支援専門員の資質向上に貢献する。

3 事業内容

項 目		内 容		計画件数等
(1)	指定特定相談支援事業	障がいのある児者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう相談に応じ、サービス利用計画の作成とモニタリングを実施する。	サービス利用支援	240 件
			継続サービス利用支援	420 件
			連絡調整	2,600 件
	指定障害児相談支援事業		サービス利用支援	1,520 件
			継続サービス利用支援	3,220 件
			連絡調整	12,000 件

8 発達相談支援センター「ルピロ」

※ NPO 法人しずおか・子ども家庭プラットフォームとの浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体にて事業受託

1 運営方針

発達障がい児(者)やその保護者・家族に対して、ライフステージに対応した支援を行うために必要な知識、技術の提供とデータの蓄積を行う。

市民や各関係機関職員からの発達障がい児(者)に対する理解と支援を得られるように、情報発信、啓発、研修を行う。

2 重点項目

- (1) 高校生年代以降のインターフェイス、支援の不足についてや強度行動障害の支援について、ルピロとしてどのように関わっていくか検討し、わかばふらすや基幹相談支援センター等の各関係機関と連携していく。
- (2) 個別支援を中心とした支援だけではなく、直接相談から感じられる課題に関して、各関係機関と共有し、地域の支援体制の強化をともに目指す。個々のケースで終わらせるのではなく、機関コンサルテーションを行い、今後の地域支援体制の推進について検討していく。

3 事業内容

項 目	内 容	計画件数等
(1)相談支援・ 発達支援	発達障がい児(者)及びその家族、関係機関等に対する相談支援、発達障がい児(者)及びその家族等に対する発達支援、センター内支援、保健センター等への巡回	5, 500 件
(2)就労支援	発達障がい者に対し、就労に向けて相談等による支援 労働関係機関と連携を図り、就労を希望する発達障がい者への有効な情報提供	
(3)市民向け情報発信	市民向け講演会	2 回
(4)関係施設及び関係 機関等に対する普 及啓発及び研修事 業	研修講師派遣	20 回
	発達障害児保健師研修会	2 回
	はままつの発達支援と療育を考える事例検討会	5 回
	保育士、幼稚園教諭等への研修	14 回
	ペアレントプログラム	28 回
	発達支援の部屋の運営支援	6 回
	発達支援広場への技術的支援	192 回
	子育て支援ひろばへの支援	16 回
	その他(子ども食堂・学習支援、民生委員などの支援者研修等)	随時

項 目	内 容	計画件数等
(5) 関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催	2 回
	連絡協議会の参加(県内・全国等)	4 回
	連絡会等への参加	56 件
	浜松市発達障害者支援地域協議会への参加	2 件
	機関コンサルテーション	400 件
	外国人向け支援	随時
(6) 個別支援のための調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関への依頼	随時
(7) 個別支援のための研修会	専門医等による紹介ケース等についての指導研修会	3 件
(8) その他 (通訳支援等)	電話・来所相談支援及び発達検査での通訳業務	随時
	ポルトガル語による情報発信	随時

9 相談支援事業所「シグナルリバティ」

1 運営方針

障がい児とその家族が地域で希望する生活を営むことができるよう、ソーシャルワークの技術・知識を高めつつ、児童福祉サービスおよびインフォーマルな社会資源を駆使して相談支援を行う。

保育士など子どもに関する専門的知識を有する職員を配置し、障がい児への相談支援を効果的に行う。

2 重点項目

- (1) 浜松市中央区の障がい児とその家族に対し、年々増加する浜松市における障害児相談支援事業へのニーズに応える。
- (2) 地域他機関との円滑な連携をはかるため、自立支援連絡会などに参加する。

3 事業内容

相談支援事業

項 目	内 容	計画件数	
指定障害児相談支援事業	障がいのある児者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう相談に応じ、サービス利用計画の作成及びモニタリングを実施する。	サービス利用支援	380 件
		継続サービス利用支援	820 件
		連絡調整	2,800 件

10 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」

区分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児童発達支援	10	5:1	5:1	4	1	管理者兼務	5
保育所等訪問支援	—	—	—	兼務	兼務		兼務
合計	10	5:1	5:1	4	1	—	5

区分	開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達支援	239	65	2,020	8.5	84.5%

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援とその保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所として、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施し、利用児への専門的支援を行う。

(1) 発達支援:日常生活における基本動作の指導・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。

利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。

(2) 家庭支援:子育てについて、個別面談やグループワーク等積極的に家庭支援を行う。

保護者の、児への特性理解を深め、児の特性に即した子育てが営めるように保護者支援を図る。

また、家庭でのより適切な対応の促進を図るために、家庭等に出向き具体的な対応方法について相談、支援を実施する。

保護者及び養育者に対して、公認心理師による「発達障がい」に関する勉強会を開催する。

(3) 地域支援:保育所等訪問支援を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①基本的生活習慣の確立を促し、整えていく。
 ②人との適切なかかわりを育む。
 ③保護者が幼児の特性理解を深め、家庭や園でのより適応的な行動を養う。

2 重点項目

受給者証の支給決定内容の利用日数を増やし、その範囲内で複数回療育を受けられる体制を整えることで、保護者や利用児のニーズに合った支援を行う。

3 事業内容

3-1 児童発達支援(親子通園)

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
きりん	発達障がい疑いのある幼児とその保護者	年少小	225回/年	5グループ (1グループ5名)

項目	内容
(1)療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、排泄指導 偏食指導、着脱指導
(2)保護者支援	個別面接、グループワーク

時間	日 課
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等
10:00 ~ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ~ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
11:00 ~ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ~	個別面談等
~ 17:15	閉所

(イ) 並行通園グループ

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全219回/年	5グループ(5名)
ひくまのがっこう くらぶ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年長	全12回/年	1グループ(10名)

項目	内容
(1)療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)、生活管理指導
(2)保護者支援	個別面接、グループワーク

時間	日 課
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等
14:30 ~ 15:30	はじめの会、体操、排泄
15:30 ~ 16:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
16:00 ~ 16:30	おやつ、帰りの会
~ 17:15	閉所

3-2 保育所等訪問支援

内 容	計画件数
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施する。	70

1 1 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」

区 分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児 童 発 達 支 援	10	5:1	5:1	4	1	管理者兼務	5
保育所等訪問支援	—	—	—	兼務	兼務		兼務
合 計	10	5:1	5:1	4	1	—	5

区 分	開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児 童 発 達 支 援	233	10	2,000	8.5	85.8%

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援とその保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所として、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援: 日常生活における基本動作の指導・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援: 年3回の個別面談・家庭訪問の他に、集団での体験型家庭支援(勉強会)を定期的に開催し、幼児の特性に関する理解と対応について学ぶ機会を提供する。また家庭の悩みに関しては解決までのプログラムを作成し、訪問も含めた家庭支援を行うことで、親子関係が改善できるよう支援を行う。
- (3) 地域支援: 保育所等訪問支援を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
 ②自分でできることを増やす。
 ③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 医療(子どものこころの診療所)と連携して集団療育を行うことにより、利用児の障がい特性の緩和や集団生活での困難を改善させ、療育効果を高める。

3 事業内容

3-1 児童発達支援(毎日通園)

時 間	日 課
8:30 ～ 10:00	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ～ 10:30	登園、排泄
10:30 ～ 11:00	朝の支度・着替え・朝の会
11:00 ～ 12:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
12:00 ～ 13:00	昼食
13:00 ～ 14:00	設定活動(集団活動、絵本等)
14:00 ～ 15:00	帰りの会、排泄、帰宅
15:00 ～	個別面談、家庭訪問等
～ 17:15	閉所

項 目	内 容
(1)療育指導	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚遊び、音楽あそび、造形等)、合同活動、個別活動等 日常生活動作および技能への支援
	言語聴覚士、公認心理士等専門職との連携
(2)衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)
	嘱託医による回診(2月に1回)
(3)家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だよりの発行
	個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問
	クラス参加会、保育公開
	グループワーク
(4)進路相談支援	就学ガイダンスの案内
	特別支援学校の体験入学・幼稚園、保育園、小学校の見学へ同行
	学校との連携・移行支援会議
(5)地域との連携	地域の保育園との交流保育の実施

3-2 保育所等訪問支援

内 容	計画件数
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施する。	5件

1 2 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」

	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理責任者	合計
生活介護(パステル)	40	5:1	5:1	13	1	2(うち1名管理者 と兼務)	15
就労継続支援(グリーン)	10	7.5:1	6:1	2	生活介護と兼務	生活介護と兼務	2
合計	50	—	—	15	1	1	17

	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率
生活介護(パステル)	244	10,700	50	43.7	109.6%
就労継続支援(グリーン)	244	2,300	9	9.0	94.3%
合計	244	13,000	59	52.7	106.6%

1 運営方針

利用者一人ひとりが豊かな日常生活・社会生活を営むことができるよう支援計画に基づいた支援を行う。

《基本方針》

- ①利用者とその家族が安心して生活できる支援を行う。
- ②さまざまな経験を通して、より豊かな生活を送れるための支援を行う。
- ③自分の気持ちを表現する方法をより多く身に付け、主体的に生活できるような支援を行う。

(1) 生活介護事業

食事や排泄・安全な移動等の日常生活の支援、諸活動及び生産活動の機会の提供を行い、利用者が自立した日常生活を営むうえで必要な手続きや技能を習得出来るよう支援する。活動内容は、利用者及びその家族の意向を尊重するとともに、利用者のそれぞれの個性に合わせた活動カリキュラムを提供する。

(2) 就労継続支援事業(B型)

作業を通して工賃を得る喜びを知り、他者と話しやすい関係を作り、支援員にいつでも相談でき安心して作業に取り組める環境を作る。また、社会体験(外食や買い物)等の機会を提供することで、利用者が社会生活を営むうえで必要な知識や技能を習得できるように支援する。

2 重点項目

(1) 強度行動障害のある利用者に対する支援の充実(生活介護)

(2) わごむ製品の新製品の開発及び販路拡大(共通)

(3) 作業の種類を増やし、個々の作業の幅を広げる(就労継続)

3 事業内容

項 目			内 容
生活介護事業	(1)日常生活支援		安全で快適な日常生活を送れるように、個別支援計画に基づいた身の動作(排泄、食事等)の支援
	(2)諸活動		体育、音楽、創作、散歩、プール、ドライブ、部活動等の余暇支援
	(3)グループ別活動		障がい特性、年齢層に応じた小集団での活動(4グループ)
	(4)生産活動支援		自主製品、下請作業活動を通じ、作業意欲の向上 センター共通ブランド「わごむ」による新商品製作と販売強化
	(5)社会体験活動		買い物、社会体験等を実施し、仲間と楽しむ外出活動
	(6)健康管理		体重・血圧測定、健診バスによる健康診断、歯科検診、医師回診等
	(7)家族との連携		サービス提供記録、連絡票、施設便りの発行、面談等
	(8)家族支援		行政、医療機関、他の福祉施設と連携し、家族も含めた包括的支援
	(9)地域との交流		友愛のさと作品展、外部での作品展を通じた地域との交流
就労継続支援事業	(1) 生産活動 ・ 就労支援	清掃業務	発達医療総合福祉センター建物の清掃業務の一部請負
		下請業務	地域の企業からの下請作業
		自主製品 製作販売	センター共通ブランド「わごむ」による新商品製作と販売強化
		工賃支給	工賃配分は、固定給、時間給、評価給を併用して支給
	(2)日常生活支援		個別支援計画に基づき、社会的自立を目的とした情報提供や個別支援
	(3)社会体験活動		小集団による食事会、社会体験、レクリエーション活動
	(4)一般就労支援		必要に応じた就職面接会・職場見学・職場実習等の情報提供及び就労継続支援施設A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労への移行支援
	(5)健康管理		体重・血圧測定、健診バスによる健康診断、歯科検診、医師回診等
	(6)家族支援		行政、医療機関、他の福祉施設と連携し、家族も含めた包括的支援
(7)地域との交流		友愛のさと作品展、外部での作品展を通じた地域との交流	

時 間	《生活介護日課》	《就労継続支援日課》
8:30	開所、送迎バス運行	開所、送迎バス運行
9:30 ～	送迎バス到着、個別活動	送迎バス到着、個別活動
10:00 ～ 10:30	トイレ、着替え	更衣、作業準備
10:30 ～ 11:00	朝の会	朝の会
11:00 ～ 12:00	作業、諸活動	受託作業、自主製品製作、清掃
12:00 ～ 13:00	昼食、昼休み	昼食、昼休み
13:00 ～ 14:00	作業、諸活動	清掃、受託作業、自主製品製作、 レクリエーション
14:00 ～ 15:00	更衣、リラックスタイム、帰りの会	
15:00 ～	送迎バス運行、個別活動	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所	閉所

1 3 就労継続支援施設「はばたき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第 5 条第 14 号]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	7.5:1	6:1	6	1	(1)	7

※()は兼務

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
244	29	4,880	20.0	100.0%

1 運営方針

利用者が充実した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用計画に基づいた支援を行う。生産活動ではその知識及び技術を向上させるとともに、より質の高い製品作りのための支援を行う。また、必要に応じて就労の機会を提供していく。

《基本方針》

- (1) さまざまな障がいがありながらも、「働く」意欲を持つ人に、就労する機会を提供する。
- (2) 「働く場」だけでなく、日中の居場所、日常相談、生活支援などの役割を担う。

2 重点項目

- (1) 医療的ケアや日常生活に支援が必要な身体障がいがある人へ、就労の機会を提供する。
- (2) 高次脳機能障がいがある人への支援体制を整える。
- (3) 工賃向上を目指す。
 - ・作業工程や価格の見直しを行う。
 - ・軒花・陶芸製品を SNS などを通じて広報する。
 - ・「わごむ」商品を地域で買っていただけるよう、販路を増やしていく。
- (4) 軒花制作を通して、地域とのつながりを作りながら、働くことへの意欲へとつなげていく。

3 事業内容

項 目		内 容
(1) 社会生活支援		日常生活支援(トイレ介助、食事支援)の他、サークル活動や社会体験、レクリエーション等、余暇活動支援を充実する。
(2) 生産活動・就労支援	軒花作業	祭り用軒花の製作、販売
	喫茶作業	・「喫茶わいわい」の運営 ※営業時間11:00～14:00 ・新メニューの開発
	仕入れ販売	・「はばたき市場」にて、近隣地域の農産物や菓子類、福祉施設製品の販売 ・毎週金曜日12:00～13:00の開催
	陶芸作業	皿、陶人形等の製作、販売 センター共通ブランド「わごむ」商品の販売
	下請作業	地域の企業からの下請作業の受託
	協働作業	・かがやきと連携しての作業の共同受注 ・地域と協働して行う、地域社会に根差した生産活動
	一般就労支援等	就労能力とその意欲が向上した利用者の、一般企業への就職や就労継続支援A型施設等への移行支援
(3) 健康管理		・身体測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等の実施 ・加齢や障がい等による体調変化に留意し、本人の状態に適した支援 ・医療的ケアの実施(医療連携加算の取得)
(4) 家族支援		・面談や連絡帳等により家族ニーズや状態を把握した適切な支援 ・相談支援事業所等の関係機関と連携、家族を含めた包括的な支援
(5) 地域との交流		軒花やわごむ製品の販売を通じた地域や他施設との交流

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ～	個別活動
10:00 ～ 10:30	送迎バス着、更衣、作業準備等
10:30 ～ 12:00	朝の会、体操、作業
12:00 ～ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ～ 14:35	作業
14:35 ～ 15:00	帰りの会、更衣
15:00 ～	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所

1 4 障害者生活介護施設「ふれんず」

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	3:1	1.7:1	18	1	(1)	19

()は兼務

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
244	33	4,172	17.1	85.5%

1 運営方針

在宅の障がいのある人に対して、創作的活動等日中活動や生活援助等の支援を行い、利用者の自立と生きがいを高めること及び社会参加を促進する。

《基本方針》

- ①利用者一人ひとりの個性を尊重し、生きがいを高めるよう豊かな日中活動や社会参加活動を提供する。
- ②日常生活、社会生活に必要な基本的生活習慣を身につけ、自立を促すための生活援助を行う。
- ③利用者の健康維持、増進のため家庭や関係機関と連携をとり支援を行う。
- ④利用者の自主活動や自己決定を尊重した支援をする。

2 重点項目

- (1) 医療的ケアの必要な人を、安全にケアできる環境調整や体制づくりを行い、受け入れを可能な限り継続する。
- (2) 看護師や支援員を配置し、医療的ケアの必要な人を含む利用者を安定して受け入れられよう、施設内での勉強会等により職員の資質を高める。
- (3) 重症心身障がい者の施策の変化に対応し、特に医療的ケアの必要な人へのサービスが広がるよう、研修会への協力、自立支援協議会への参加、協力を継続する。

3 事業内容

項 目	内 容
(1) 日常生活支援	移動、移乗、排泄、食事、歯磨き等日常生活に必要な支援
(2) 機能訓練	理学療法士の指導に基づく機能訓練・姿勢保持の支援 リハビリ計画を作成し、定期的にモニタリングを行い計画の見直しを実施 呼吸機能維持のため、呼吸リハビリテーションの実施
(3) 日中活動	ク ロ レ
	自主性や自己決定を尊重した活動を支援(散歩、製作、カラオケ、ゲーム、喫茶、リラックスタイム、リトミック、合同レクリエーション、ドライブ等)
	ス マ イ ル
	身体状況や個性を尊重し、満足感や達成感を得られるような活動を支援(散歩、絵本読み聞かせ、製作、スノーズレン、リトミック)
	活動内容の施設外(公共施設展示・ブログ等)への発信 くるみボタン製品等の製作
(4) 生産活動支援	個人の特性や能力に合わせた作業内容、作業工程を工夫した折り染め製品、くるみボタン製品等の製作
(5) 健康管理	健康診断、歯科検診、医師回診等を実施 医師の指示による看護師及び研修終了支援員による医療的ケアの実施
(6) 家庭との連携	毎月の通信、個別面談、連絡帳記入、家族懇談会等の実施
(7) 家族支援	地域生活を送る上での課題に対する、家族や関係機関と連携した支援 医療的ケアが必要な利用者の送迎対応による家族の介護負担の軽減
(8) 地域との交流	他施設との交流及び自立支援連絡会や他事業所との連携

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ～ 10:30	個別活動、水分摂取、朝の会、健康チェック
10:30 ～ 11:30	午前の活動
12:00 ～ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ～ 14:00	午後の活動
14:00 ～ 15:00	帰りの会、水分摂取
15:00 ～	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所(利用延長希望がある場合17:15まで対応)

1 5 地域活動支援センター「オルゴール」

定員	職員配置 予定人数	事業所管理者	合計
15	3	兼務(1)	3

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
243	31	1,950	8.0	53.5%

1 運営方針

浜松市の地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターⅡ型事業を受託し、在宅の障がいのある人や就労が困難な障がいのある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう支援する。

また、生活の質を向上させ生きがいを高めることができるよう、趣味や見聞を広げることを支援する。

《基本方針》

- ① 利用者一人ひとりの生活を尊重し、生きがいを高めることができるような日中活動や社会参加活動の機会を提供する。
- ② 利用者が、より豊かな生活を送ることができるように教室活動を実施する。
- ③ 利用者の健康維持のため、家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。

2 重点項目

- (1) 発達障がいや就労が困難な利用者を対象に、自立をサポートする活動を実施する。
- (2) 生活介護事業や就労継続支援事業等の自立支援給付事業に適応が困難な在宅の障がいのある人の居場所機能としての受入れをしていく。
- (3) 相談支援事業所やケアマネージャーと連携して、利用者それぞれに適切な福祉サービスの利用について相談していく。

3 事業内容

項 目		内 容
基 礎 的 事 業	(1)日常生活支援	移動、食事、排泄等日常生活支援
	(2)衛生管理・健康管理	体力測定、バイタルチェック等を行い、利用者の健康管理
	(3)創作的活動・生産活動	季節、行事をテーマにした塗り絵や工作、作品展用の合同作品の製作等の創作活動、アイロンビーズ製品の作成等
機 能 強 化 事 業	(4)オルゴール教室	各種教室(絵手紙、ケア体操、笑いヨガ、英会話等)の開催
	(5)諸活動	脳トレーニングゲーム、カードゲーム、TV体操、レザークラフト等の実施
	(6)社会体験	買い物や外食、お花見等の外出体験の実施
	(7)地域との交流	地域の作品展への展示及び見学
	(8)入浴支援	シャワー浴の実施
	(9)利用者送迎	利用者自宅等への送迎の実施
そ の 他	家族との情報共有 福祉系学生の実習や、ボランティアの受入	

時	間	日	課
8:30		開所、送迎バス運行	
9:30	～ 10:00	自己通所者到着・個別活動	
10:00	～ 10:30	バイタルチェック	
10:30	～ 11:30	朝の会、日中活動・教室	
11:30	～ 13:00	昼食、口腔ケア、昼休み	
13:00	～ 14:45	日中活動・教室	
14:45	～ 15:00	帰りの会	
15:00	～	送迎バス運行、個別活動	
	17:15	閉所	

1 6 身体障害者福祉センター

1 運営方針

地域の障がいのある人の社会参加、教養の向上、健康の増進を図るため、各種講座を実施する。また、地域との交流を図り、レクリエーションのための便宜の供与等の事業を行う。

2 重点項目

- (1) 幅広い障がい児者が参加できるよう新規講座を実施する。
- (2) 親子で参加できる講座を充実させる。

3 事業内容

項 目	内 容	計画人数等
(1) 趣味・余暇活動としての講座	パソコン	8回×3期 定員10人 24回 160人
	アイパッド	12回 定員10人 12回 80人
	編み物	8回×3期 定員10人 24回 180人
	書道(2クラス)	8回×3期 定員20人 48回 200人
	書道(初心者向け)	7回×2期 定員8人 14回 70人
	英会話	5回×3期 定員10人 15回 75人
	親子英会話	5回×2期、クリスマス 定員 親子6組 11回 100人
	アート・アート	8回×3期 定員10人 24回 150人
	水泳	12回×2期 定員10人 24回 150人
	親子スイミング	12回×2期 定員20人(10組)
	夏休みスイミング	3回(定員10組)
	親子スポーツ	8回×2期 定員10人(5組) 16回 100人
	親子書き方	4回 定員12人(6組) 3回 15人
	フラワーアレンジメント	1回 定員8人 1回 8人
	特別講座	随時 10回 42人
(2) レクリエーションのための便宜の供与	講座OBグループへの継続活動支援	10回 50人
(3) 地域との交流	障害者週間等の作品展示	3回
	夏休みに小・中学生ボランティア体験の実施	15人
(4) 作品募集	浜松市内全域の障がいのある人から全国障害者総合福祉センター主催の「障がい者による書道・写真全国コンテスト」の作品を募集し、とりまとめを担当	1回

1 7 障害者体育館・プール

1 運営方針

発達医療総合福祉センター各施設の訓練、療育、日中活動等による利用のほか、施設の有効利用のため、在宅の障がい児者への一般開放及び障がい児者団体への貸出を行う。

(1) 温水プール 一般開放(障がい児者共通) ※4月～3月

月曜日 13:00～17:00

水曜日 13:00～17:00

金曜日 13:00～16:00

(2) 体育館 一般開放(障がい児者共通)

水曜日 13:00～17:00

※バトミントン、卓球、ソフトバレーボール、卓球など

(3) 体育館 障がい児者団体への貸出

月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※事前予約

2 重点項目

(1) 安心して利用できるよう、施設整備及び改善を図る。

(2) 障がい児者団体に向けて広報活動を行う。

(3) 感染症予防対策として、利用前の検温、消毒、更衣室等の換気等を徹底する。

3 主な事業

項 目	事 業	内 容	計画人数等
(1)センター内利用	発達医療総合福祉センター内の施設・療育における体力づくり、訓練の場としての利用	体育館	利用日数 200 日 利用者数 10,000 人
		温水プール	利用日数 100 日 利用者数 2,000 人
(2)障がい児者利用	「子ども・大人」を一緒にした一般開放	体育館	利用日数 50 日 利用者数 150 人
		温水プール	利用日数 140 日 利用者数 1,000 人
(3)障がい児者団体への貸出	事前予約による障がい児者団体への貸し出し	体育館	利用日数 30 日 利用者数 350 人
		温水プール	利用日数 100 日 利用者数 500 人

※人数には介助者を含む。

1 8 浜松市医療的ケア児等相談支援センター

1 運営方針

医療技術の進歩等を背景に増加傾向にある、医療的ケア児者および重症心身障害児者（以下「医ケア児等」）の地域での受け入れが促進されるよう、浜松市医療的ケア児等相談支援センターを受託し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と支援の調整を行い、医ケア児等およびその家族が浜松市で安心して生活できるよう支援体制の構築と維持に努める。

2 重点項目

- (1) 相談窓口を明確にし、多様化するニーズを把握することで必要な施策等へ繋げる。
- (2) 医ケア児等への支援者および支援事業者の拡充のため、知識・実技等の研修会を企画・実施するほか、異職種・同職種・職場間の情報交換と連携の機会を設ける。
- (3) 事例検討会等を通して、機関および事業者間の連携を促進し、浜松市における専門的支援ネットワークを構築する。
- (4) 医ケア児等対応福祉避難所の整備など、実効性のある避難行動支援体制を整える。

3 事業内容

項 目	内 容	計画件数等
(1) 医ケア児等およびその家族への相談支援	病院からの退院時や福祉サービス利用に関すること等、医療的ケア児等およびその家族からの相談への対応	300 件
(2) 医ケア児等の支援を実施する関係機関等への相談支援	専門的な知識を必要とする困難事例等への対応	850 件
	専門的な指導・助言	150 件
	苦情対応	随時
(3) 地域の体制整備	医ケア児等が地域での受入促進されるような体制整備	80 件
(4) その他の業務	医療的ケア児等支援協議会の開催	年2回以上
	医療的ケア児等支援者養成研修会の開催	年1回以上
	医療的ケア児等の家族との意見交換会の開催	年1回以上
	医療的ケア児者名簿の管理	随時
	災害時の支援内容についての関係機関との調整	随時
	地域の支援体制の整備への取り組み	随時

19 浜松市浜北障がい者相談支援センター

1 運営方針

浜松市内に住所を有する障がい者、障がい児、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供および助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、関係機関との調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅障がい者等の自立と社会参加の促進を図る。

2 重点項目

- (1) 日中サービス支援型グループホームとの連携を積極的に行うことで、地域生活支援拠点等の体制づくりを促進する。
- (2) 浜松市障がい者基幹相談支援センターおよび浜松市医療的ケア児等相談支援センターと連携し、地域の相談支援の質の向上に取り組む。
- (3) 親なき後や親の高齢化を見据え、短期入所や浜松市障がい者ひとり暮らし支援事業の利用を通して、親元から離れる生活の体験の機会を提供できるようにする。

3 事業内容

項目	内容	計画件数等
(1) 相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談対応	6,500 件
(2) 相談機能強化事業	専門的な知識な知識を必要とする困難事例等への対応	随時
	障害福祉サービス事業所等に対する専門的な指導、助言等	随時
	教育機関・医療機関・企業・自治会等への助言等	随時
(3) 成年後見制度利用事業	障がい者等のうち、判断能力が不十分な者またはその家族等から適切な支援が受けられない者に対する成年後見制度の利用支援	随時
(4) 障がい者相談支援事業連絡会	障がい者相談支援事業連絡会実施要項に基づき参加	月1回以上
(5) 障がい者自立支援協議会の運営等	障がい者自立支援協議会実施要項に基づき運営	月1回以上

20 共通事業

1 事業内容

項 目	事 業 内 容																																																															
(1) 交通機関の確保	シャトルバス	遠州西ヶ崎駅～発達医療総合福祉センター間の無料シャトルバスの運行 西ヶ崎駅⇒発達医療総合福祉センター(1日4便) 発達医療総合福祉センター⇒西ヶ崎駅(1日4便)																																																														
	福祉バス	浜松駅～発達医療総合福祉センター間の運行 (1日1便、車椅子4台利用可) 年間 1,700 人																																																														
	施設等利用者送迎	市内をコース別に分けた利用者の送迎 <table><tr><th>施設名</th><th>運行日数(日)</th><th>実乗車人数(人)</th></tr><tr><td>かがやき(生活)</td><td>243</td><td>46</td></tr><tr><td>かがやき(就労)</td><td>243</td><td>9</td></tr><tr><td>はばたき</td><td>243</td><td>25</td></tr><tr><td>ふれんず</td><td>243</td><td>17</td></tr><tr><td>ひまわり</td><td>226</td><td>67</td></tr><tr><td>オルゴール</td><td>243</td><td>24</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>188</td></tr></table>		施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)	かがやき(生活)	243	46	かがやき(就労)	243	9	はばたき	243	25	ふれんず	243	17	ひまわり	226	67	オルゴール	243	24	合 計		188																																					
施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)																																																														
かがやき(生活)	243	46																																																														
かがやき(就労)	243	9																																																														
はばたき	243	25																																																														
ふれんず	243	17																																																														
ひまわり	226	67																																																														
オルゴール	243	24																																																														
合 計		188																																																														
(2) 給食・レストラン	・普通食以外に、嚥下障がい者を対象としたまとまり食や胃ろう食、肥満を対象としたダイエット食、アレルギー除去食等、利用児者の身体状況に適した給食の提供 ・多くの人に利用してもらえるメニューによるレストランの運営 ア 栄養給与目標量(給食) <table><tr><th>区分</th><th>エネルギー(kcal)</th><th>蛋白質(g)</th><th>脂肪(g)</th><th>カルシウム(mg)</th><th>鉄(mg)</th><th>ビタミンA(ug)</th><th>ビタミンB1(mg)</th><th>ビタミンB2(mg)</th><th>ビタミンC(mg)</th></tr><tr><td>成人(普通食)</td><td>650</td><td>25</td><td>16.6</td><td>236</td><td>2.9</td><td>258</td><td>0.47</td><td>0.47</td><td>33</td></tr><tr><td>成人(ダイエット食)</td><td>524</td><td>20</td><td>13.3</td><td>236</td><td>2.9</td><td>258</td><td>0.47</td><td>0.47</td><td>33</td></tr><tr><td>幼児(普通食)</td><td>383</td><td>15</td><td>10.6</td><td>190</td><td>1.8</td><td>149</td><td>0.23</td><td>0.26</td><td>13</td></tr></table> ※昼食のみの提供となるため、一日の栄養所要量の33%を基準に提供する。 イ 施設別給食利用計画数 <table><tr><th>施設名</th><th>年間提供 日数(日)</th><th>1日平均提供食数(食)</th></tr><tr><td>かがやき(生活)</td><td>240</td><td>40.7</td></tr><tr><td>かがやき(就労)</td><td>240</td><td>9.5</td></tr><tr><td>はばたき</td><td>242</td><td>18.9</td></tr><tr><td>ふれんず</td><td>242</td><td>16.2</td></tr><tr><td>ひまわり</td><td>230</td><td>64.0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>—</td><td>149.3</td></tr></table> ウ その他 給食の摂取状況把握や情報提供等 エ 栄養相談指導 外来患者の栄養指導、施設利用者の栄養相談等 オ レストランの利用計画数(年間243日、18,000食)			区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)	成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33	成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33	幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13	施設名	年間提供 日数(日)	1日平均提供食数(食)	かがやき(生活)	240	40.7	かがやき(就労)	240	9.5	はばたき	242	18.9	ふれんず	242	16.2	ひまわり	230	64.0	合 計	—	149.3
区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)																																																							
成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																																							
成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																																							
幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13																																																							
施設名	年間提供 日数(日)	1日平均提供食数(食)																																																														
かがやき(生活)	240	40.7																																																														
かがやき(就労)	240	9.5																																																														
はばたき	242	18.9																																																														
ふれんず	242	16.2																																																														
ひまわり	230	64.0																																																														
合 計	—	149.3																																																														

項 目	内 容	計画件数
(3) ボランティア活動 受け入れ	発達医療総合福祉センター内でのボランティア希望者の受け入れ	500 人
(4) 施設見学	発達医療総合福祉センター全体の見学を希望する団体の受け入れ	随時
(5) 自動販売機の設 置	利用者の便宜のため清涼飲料の自動販売機を設置	7台

2 自主事業

項 目	内 容	計画件数
(1) はままつ友愛の さと祭り	発達医療総合福祉センターを開放し、地域の方との交流を深め、発達医療総合福祉センター事業や障がいについて理解を深めてもらうことを目的に開催	年1 回
(2) はままつ友愛の さと作品展	発達医療総合福祉センター展示ロビー及び地域の展覧会場にて、利用者が製作した作品の展示や日頃の活動の成果を発表	年1 回
(3) 福祉講演会	地域住民の福祉への理解と向上に向けた取り組みとして、地域住民や福祉施設職員等を対象に講演会の開催	年1 回

3 委員会・作業部会による取り組み

組織横断的に活動すべき事項については委員会や作業部会を設置して取り組む。

項 目	内 容
(1) 感染症対策	様々な感染症等への対策や職員研修を行う。
(2) 災害対策	防災研修や訓練を実施するとともに、防災計画や事業継続計画を整備する。災害対策においては地域との連携の強化に努める。
虐待防止対策・身 (3) 体拘束等の適正 化対策	職員による利用者虐待や身体拘束等を防止するため、各サービスの現状確認と研修を定期的実施する。
(4) 苦情等への対応	苦情解決体制を各事業所にわかりやすく明示するとともに、利用者等から苦情や意見があった場合は迅速かつ真摯に対応する。
(5) 個人情報保護対 策	・個人情報保護方針に基づき利用者及びその家族にわかりやすく説明し、情報の取得や利用の同意を得る。 ・利用者個人の権利を保護するため、情報の取扱いについては実施要綱に沿って適正に行うとともに法令改正等への対応を図る。
(6) 総合的な危機管 理	・利用者の健康の保持・増進と安全確保のため、危機管理に関する情報を集約、分析し、原因調査と再発防止策を検討する。 ・万一事故が発生した場合には迅速かつ適切な初動体制がとれるよう、各担当部会が不審者対策、利用者行方不明捜索、AED操作等の研修や訓練を実施する。
(7) 交通安全の徹底	施設利用者の送迎や相談支援に多くの車両を運行しており交通事故のリスクが高いことから、立哨活動や職員への情報提供、年末の交通安全宣言の署名集めなどを行い、交通安全に対する職員の意識の高揚を図る。
(8) 情報発信・情報公 開	・事業報告書、決算報告書、監査報告書などを各事業所に備え置くとともにホームページで公開する。 ・施設のホームページやブログにより事業の内容を広く発信する。

2 1 法人本部（事務局）

1 事業内容

項 目	内 容
(1) 理事会	年2回(5月及び3月)、その他必要な都度開催
(2) 評議員会	年2回(6月定時評議員会及び3月臨時評議員会)、その他必要な都度開催
(3) 監査	年2回(5月及び11月)、その他指導監査等を必要な都度実施
(4) 諸規程等の 制定及び改廃	法令改正、その他社会情勢の変化等に合わせた諸規程等の制定及び改廃
(5) 事業・会計の 統括	・施設担当者の配置。事業計画、予算、事業報告、決算の取りまとめ ・事業実績の検証作業を踏まえた各事業への指導助言 ・顧問税理士事務所の指導助言のもとでの適正な税務処理
(6) 人事・労務 管理	・顧問社会保険労務士の指導助言のもと、勤務時間管理や勤務状況の改善点指導 ・産業医の指導助言のもと、職員の健康管理・職場環境の整備を実施
(7) 社会保険 労働保険 給与計算事務	法令改正等に適切に対応するため、社会保険・労働保険の諸手続き並びに給与計算事務を顧問社会保険労務事務所に委託
(8) 職員の福利厚生	・被服等の貸与、雇入れ時健康診断、定期健康診断、ストレスチェックを実施 ・浜松市・湖西市勤労者共済会の制度を利用した職員福利厚生の充実
(9) 会議・委員会	・経営会議を毎月1回、調整会議を毎月2回程度開催 ・必要に応じた委員会、部会の設置と審議

2 浜松市社会福祉事業団を取り巻く課題への対応

当事業団が運営する「浜松市発達医療総合福祉センター」「子どものこころの診療所」は老朽化が激しく、設備の不具合や雨漏り、様々な機器の故障等が頻発している。

また、事業団設立後33年が経過し、その間に障がいを取り巻く世の中の状況が変化して事業団が行う事業も設立当初からは大きく拡大した。

そのため事業を行うスペースに余裕がなく、新たな部屋を作って職員を増員することができず、診療所では初診の申し込みから診察まで患者を長期に待たせることになってしまっているなど、利用者に多大な不便を強いている状況である。

ハード面で大幅な見直しが必要な時期となっているため、今後どのようにしていくか浜松市と協議する必要がある。

3 人材確保

当法人が運営する医療・福祉施設は専門性が高く、高度な知識や技術を有する職員が多数必要である。

浜松市人事委員会勧告と同水準の給与改定を行って職員の待遇を向上することにより、優れた人材を確保するとともに、職員のモチベーションを維持し、サービスの向上を図る。

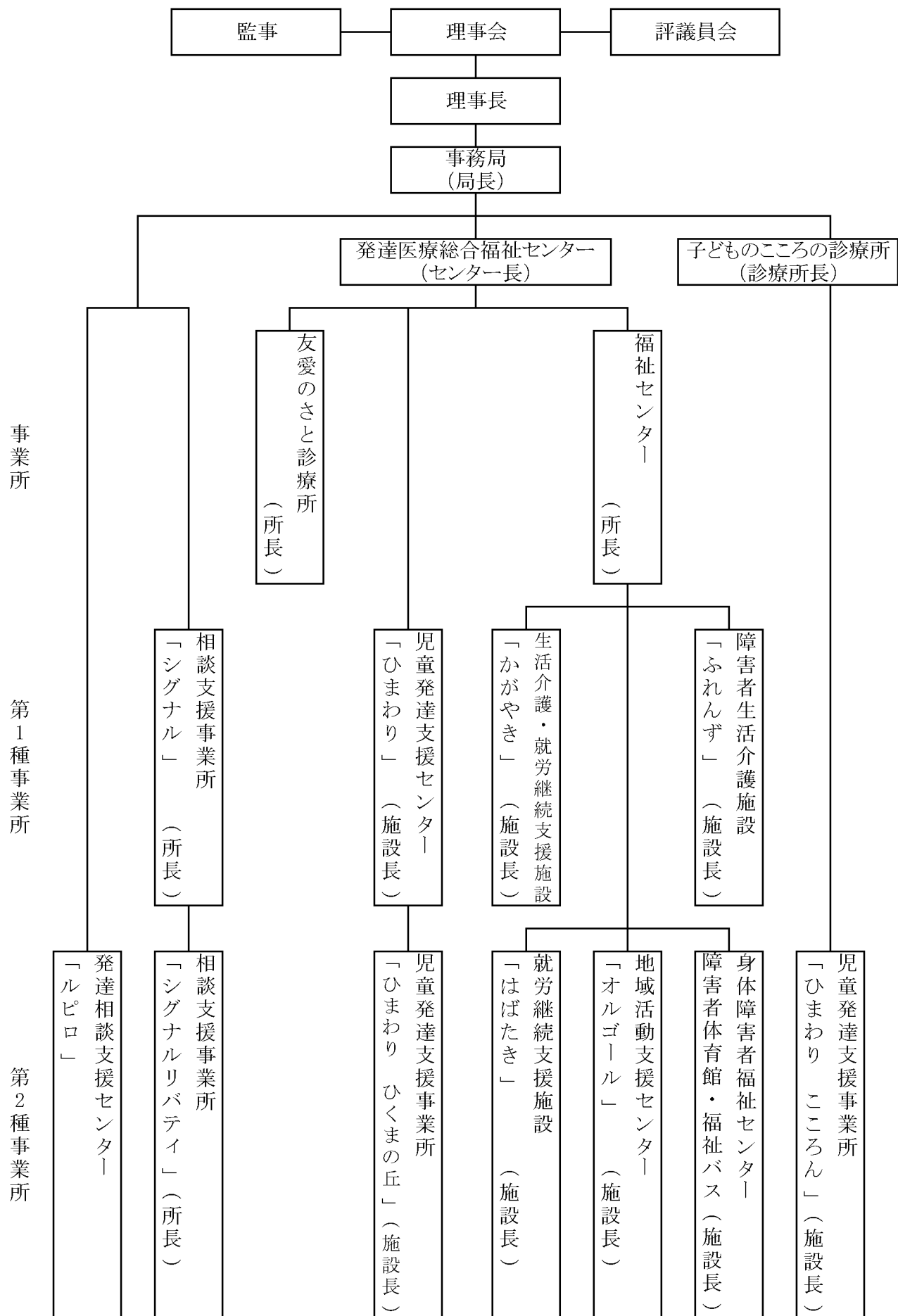
4 人材育成(職員研修)

- (1) 新規採用時に、職員としての知識や基本的な考え方、仕事に取り組む心構え等の研修を行う。
- (2) 職員が質の高いサービスを提供するため、役職や個々の専門分野に必要な知識・技術を高める内部研修を実施するとともに外部の研修に派遣する。
- (3) 法人全体のサービスの質と職員の専門性向上を目的に、職務上得られた成果や今後の改善案を発表する場を設ける。
- (4) 職員の自己研鑽を支援するため、自費で参加した研修等の費用の一部を助成する。

【職員研修計画】

分 類		内 容	対 象
内 部 研 修	新採職員研修	新規採用職員研修	新規採用職員
		チューター研修	新規採用職員・チューター
		金曜勉強会	新規採用職員・希望職員
	階層別研修 (職務級別研修)	一般職員研修	一般職員
		リーダー職員研修	主任・副施設長
		管理者研修(マネジメント研修)	所長・施設長・事務長等
	テーマ別研修	接遇・ビジネスマナー研修	全職員
		事務・会計研修	事務・会計担当職員他
		部会・委員会関係研修	全職員
		事業団職員実践報告会	全職員
外 部 研 修	管理・経営・人材育成・交流関係研修		管理職、担当者他
	監査関係研修		監査担当者
	会計事務研修		財務担当者
	階層別研修	リーダー職員研修	主幹・副主幹等
		施設長等研修	施設長等
	業務資格関連研修	相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員候補者
		サービス管理責任者等研修	サービス管理者等の候補者
		相談・サビ管等現任研修	資格更新研修(5年ごと)
		強度行動障害支援者養成研修	直接支援・相談支援の担当者
		精神保健福祉士実習指導者講習会	精神保健福祉士実習担当者
		社会福祉士実習指導者講習会	社会福祉士実習担当者
		介護福祉士実習指導者講習会	介護福祉士実習担当者
	専門研修等	各種学会	対象者
		専門分野研修、講演会	対象者
		視察	対象者
	部会・委員会関連研修		部会・委員会担当者他

6 組織図



7 職員配置予定人数

単位:人

施設等 職種	事務局長	事務局				浜松市発達医療総合福祉センター									子どものこころの診療所		計
						友愛のさと診療所	ひまわり ひくまの丘		福祉センター								
		ルピロ	シグナル	シグナルリバイ	身体障害者福祉センター				地域活動支援センター	かがやき	はばたき	ふれんず	ひまわり こころん				
支 援 員	(1)	6 (2)	2	9 (3)	1	3 (7)	6 (4)		3 (15)	(3)	7 (7)	2 (4)	3 (9)	7 (5)	(1)	49 (61)	
医 師						5 (13)								2 (14)		7 (27)	
薬 剤 師																	
保 健 師				3 (2)							1					4 (2)	
看 護 師						8 (3)	2					(1)	3 (2)	4 (1)	(1)	17 (8)	
臨 床 心 理 士 (公 認 心 理 師)						9 (5)	3	1						5 (2)		18 (7)	
診療放射線技師						(1)										(1)	
臨 床 検 査 技 師						1										1	
言 語 聴 覚 士						6								5		11	
理 学 療 法 士						9	1				1		(1)			11 (1)	
作 業 療 法 士						3 (1)	1 (1)									4 (2)	
視 能 訓 練 士						1										1	
管 理 栄 養 士							1									1	
保 育 士			1	5	2		19 (11)	3 (1)			1	1			3	35 (12)	
計	(1)	6 (2)	3	17 (5)	3	45 (30)	33 (16)	4 (1)	3 (15)	(3)	10 (8)	3 (4)	6 (12)	23 (22)	3 (2)	159 (121)	
内数:産休・育休等職員			1			1	2							1		5	

※ 注1 ()内の数字は非常勤医師、再雇用職員、準職員及び臨時職員の人数で外書き。

※ 注2 産休・育休職員含む。